

能美市市内施設・店舗応援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、物価高騰の影響を受けている市民の家計支援及び市内の施設・店舗での消費を喚起・下支えするため、市民による買物や飲食、サービス利用等の消費回復を促す「のみ応援特典券」(以下「特典券」という。)を配布する事業について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) のみ応援特典券 前条の目的を達成するために、能美市(以下「市」という。)によって市民へ配布する特典券をいう。
- (2) 特定取引 特典券が対価の弁済手段として使用される物品(有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。)の購入若しくは借受け又は役務の提供をいう。
- (3) 取扱店 特定取引を行い、受け取った特典券の割引額及び取扱手数料の請求を申し出ることができる事業者として登録された者をいう。

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、市とする。ただし、事業の実施に当たっては、適当と認められる者に次の事務を委託するものとする。

- (1) 取扱店から提出された取扱実績が分かる書類の確認
 - (2) 使用済みの特典券の管理
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、業務に付随する事務
- 2 前項の規定により委託を受けた者(以下「受託者」という。)は、事務を行うに当たり、個人情報保護に努めなければならない。
- 3 市長は、受託者が行う事務に対し、取扱手数料を受託者に支払うものとする。

4 前項の取扱手数料は、受託者が管理する使用済みの特典券1枚につき20円とする。

(特典券の配布)

第4条 市長は、大判圧着ハガキにより特典券を市民に配布する。

(特典券の利用範囲等)

第5条 特典券は、取扱店でのみ利用することができる。

2 特典券の利用期間、特典内容及び市の負担額は、別表のとおりとする。

3 利用期限を超過した特典券は、無効とする。

4 1回の会計で利用できる特典券は、会計額2,000円につき1枚とする。

5 特典券は、交換、譲渡及び売買を行うことができない。

6 特典券は、配布された世帯員又はその代理人若しくは使用者に限り利用することができる。

7 特典券は、次に掲げる物品の購入及び役務の提供を受けるために利用することはできない。

(1) 国及び地方公共団体等への支払い(消費税及び地方消費税を除く税金、公共料金等)

(2) 商品券、ビール券、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの及びタバコの購入

(3) 土地及び家屋の購入、家賃、地代、駐車場等の不動産に係る支払い

(4) 事業上の取引(商品の仕入れ等)

(5) 医療保険及び介護保険等の一部負担金(処方箋が必要な医薬品を含む。)

(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する営業への支払い

(7) 特定の宗教、政治団体若しくは反社会的勢力と関わるもの又は公序良俗に反するもの

(8) その他市長が指定するもの

8 特典券の盗難、紛失、滅失等に対して、市は責任を負わず、再発行はできないものとする。

(取扱店の申込資格)

第6条 取扱店として申し込むことができる者は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる項目に該当する事業者は取扱店としない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を行っている事業者

(2) 特定の宗教、政治団体若しくは反社会的勢力と関わる場合又は業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者

(3) 前条第7項に定める取引先又は物品のみを取り扱う事業者

(4) 役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

(取扱店の登録等)

第7条 市長は、別に作成する募集要項により、取扱店を募集する。

2 登録を希望する事業者(以下「申込者」という。)は、能美市市内施設・店舗応援事業取扱店登録申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申込書等の提出があった時は、当該申込に係る書類の内容を審査し、能美市市内施設・店舗応援事業登録承認(不承認)通知書(様式第2号。以下「通知書」という。)により、申込者に通知する。

4 市長は、登録済みの取扱店を市ホームページにおいて随時公表する。

(取扱店の責務)

第8条 取扱店は、特定取引において前条第1項の募集要項に定める事項を遵守しなければならない。

2 市長は、取扱店が前条第1項の募集要項に反する行為を行ったときは、当該取扱店の登録を取り消すことができる。

(交付申請及び実績報告)

第9条 市長は、特定取引において特典券が利用された場合は、取扱店に対し特典券による割引額及び取扱手数料を補助金として交付するものとする。

- 2 市長から、取扱店に対し支払う取扱手数料は、特典券1枚につき20円とする。
- 3 能美市市内施設・店舗応援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付を受けようとする取扱店は、能美市市内施設・店舗応援事業補助金交付申請書及び実績報告書(様式第3号。以下「申請書」という。)に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 4 前項の申請書は、受託者を經由し、市長に提出しなければならない。
- 5 第3項に規定する必要書類の提出期限は、別表のとおりとする。

(交付決定及び額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付の決定及び交付すべき補助金の額を確定し、能美市市内施設・店舗応援事業補助金交付決定及び額の確定通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定により補助金の交付決定及び額の確定通知を受けた取扱店は、能美市市内施設・店舗応援事業補助金請求書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

- 2 補助金の支払いは、市長から、取扱店が指定する預金口座への振替又は振込によるものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(令和2年6月25日告示第121号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この告示を施行するために必要な準備行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

附 則(令和2年9月10日告示第143号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この告示を施行するために必要な準備行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

附 則(令和3年3月31日告示第91号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(令和3年6月28日告示第130号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年6月28日から施行する。

(準備行為)

- 2 この告示を施行するために必要な準備行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

附 則(令和4年9月22日告示第131号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この告示を施行するために必要な準備行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

附 則(令和5年12月21日告示第130号)

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(準備行為)

2 この告示を施行するために必要な準備行為は、この告示の施行の前においても行うことができる。

附 則(令和7年2月21日告示第24号)

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(準備行為)

2 この告示を施行するために必要な準備行為は、この告示の施行の前においても行うことができる。

別表(第5条、第6条、第9条関係) 特典券の内容

利用期間	令和7年4月25日から令和7年7月31日まで
特典券の内容	<p>会計額2,000円につき1,000円引きする特典券4枚</p> <p>(内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全店舗共通特典券2枚 ・能美市内に本社又は本店のある事業者及び誘致企業限定特典券2枚
市の負担額	特典券1枚につき1,000円を負担
取扱店の申込資格	<ul style="list-style-type: none"> ・能美市内に本社又は本店のある事業者 ・能美市誘致企業 ・能美市外に本社又は本店があり、能美市内で施設・店舗を運営する能美市商工会会員の事業者
実績報告書の提出期限	特典券の利用期限から3週間以内

能美市市内施設・店舗応援事業取扱店登録申込書

のみ応援特典券取扱店募集要項に同意し、次のとおり申し込みます。なお、事業の実施にあたっては、のみ応援特典券取扱店募集要項に基づき、取扱店の責務等の遵守を誓います。

1. 取扱店登録申込者		年	月	日
フリガナ				
施設・店舗名 (チラシ掲載名)				
フリガナ				
代表者名				
施設・店舗 所在地	〒	—	能美市	
電話番号				
FAX番号				
連絡担当者名				
業種	1. 小売業 2. 宿泊業 3. 飲食店 4. 生活関連サービス業 5. 娯楽業 6. 学習支援業 7. 療術業 8. その他()			

2. 取扱店の申込要件を満たしていることの確認

<p>① <input type="checkbox"/> 能美市内に本社のある法人です。 (市内に本社があることが確認できる書類(現在事項全部証明書の写し等)を添付)</p> <p>② <input type="checkbox"/> 能美市内に本店のある個人事業主です。 (市内に本店があることが確認できる書類(令和4年確定申告書収支内訳書や決算書の写し等)を添付)</p> <p>③ <input type="checkbox"/> 能美市誘致企業です。</p> <p>④ <input type="checkbox"/> ①、②、③のいずれにも当てはまらない 市外に本社・本店があり、市内で施設・店舗を運営する能美市商工会員の法人又は個人事業主です。</p>

第 号
年 月 日

(所在地)

(事業者名)

(代表者名) 様

能美市長

印

能美市市内施設・店舗応援事業登録承認(不承認)通知書

年 月 日付けで申請のあった、能美市市内施設・店舗応援事業取扱店登録申込について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

・以下の条件を付して、取扱店として登録します。

1. 特典券は、物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能とする。
2. 特典券は、取扱店に対して特典券利用者が支払う税込みの会計額2,000円につき1,000円を能美市が負担し、残金を特典券利用者が負担するものとする。
3. 特典券を現金に換金することはできない。
4. 利用期間を過ぎた特典券は無効とする。
5. 特典券の盗難、紛失、滅失等に対して、発行者は責任を負わない。
6. 以上のほか、能美市市内施設・店舗応援事業実施要綱の定めに従うこと。

・次の理由により取扱店として登録できません。

理由：

年 月 日

能美市長

あて

(所在地)

(事業者名)

(代表者名)

能美市市内施設・店舗応援事業補助金交付申請書及び実績報告書

能美市市内施設・店舗応援事業補助金の交付を受けたいので、能美市市内施設・店舗応援事業実施要綱に基づき、関係書類を添えて申請します。

1. 補助金申請額 金 _____ 円

(内訳)

1,020円 × _____ 枚分 = _____ 円

(値引額1,000円+手数料20円=1,020円)

2. 添付書類

・補助対象となる特典券(原本)

・本人確認書類

(法人)現在事項全部証明書の写し等

(個人事業主)マイナンバーカード、運転免許証等

様式第4号(第10条関係)

第 号
年 月 日

(所在地)

(事業者名)

(代表者名) 様

能美市長

⑩

能美市市内施設・店舗応援事業補助金交付決定及び額の確定通知書

年 月 日付で申請のあった能美市市内施設・店舗応援事業補助金については、下記のとおり交付することを決定したので能美市市内施設・店舗応援事業実施要綱第10条の規定により通知します。

記

金 _____ 円

年 月 日

能美市長

あて

(所在地)

(事業者名)

(代表者名)

能美市市内施設・店舗応援事業補助金請求書

能美市市内施設・店舗応援事業補助金として、下記金額を能美市市内施設・店舗応援事業実施要綱第11条の規定に基づき請求いたします。

記

1. 補助金請求額 金 _____ 円

2. 振込先

金融機関名 _____

支店名 _____

口座種別 普通預金 ・ 当座預金

口座番号 _____

(フリガナ)

口座名義 _____

3. 添付書類

- ・ 口座番号が確認できる通帳等の写し(初回請求時のみ)